日経関発第02－0907号
令和２年５月１１日

建築指導課長
住宅課長
都市計画課長
環境保全課長
殿

一般社団法人 日本経営協会
関西本部長 山下裕和

【NOMA行政管理講座（大阪）開催のご案内】

特別措置法を踏まえた実効性のある空き家対策と処分手続きの実務

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

本会事業には、平素より格別のご支援・ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、近年、少子高齢化により人口減少が進む中、有効活用されていない空き家が増え、喫緊の課題となっています。2015年5月に空き家対策特別措置法が全面施行されましたが、依然として空き家の数は増加しており、自治体においてもより一層の適正な管理と対策が求められます。

そこで、本講座では特別措置法を踏まえ、実効性のある空き家等の発生に対する予防的対策と特定空き家等に対する具体的対応などについて理解を深めていただきます。

時節柄公務ご多忙の折とは存じますが、この機会にぜひ関係者の方々多数のご参加をおすすめ申しあげます。

敬具

記

日時： **令和2年9月17日（木）** 13：00～17：00
9月18日（金） 10：00～16：00

会場： **本会専用教室**（大阪市西区靱本町1－8－4 大阪科学技術センタービル内）

講師： 秋法律事務所　弁護士　**秋山一弘** 氏

参加料（負担金）：

	参加料	消費税	合計
本会会員（1名）	29,000円	2,900円	31,900円
一般（1名）	32,000円	3,200円	35,200円

※銀行振込の手数料は貴団体にてご負担ください。

〈会場案内図〉

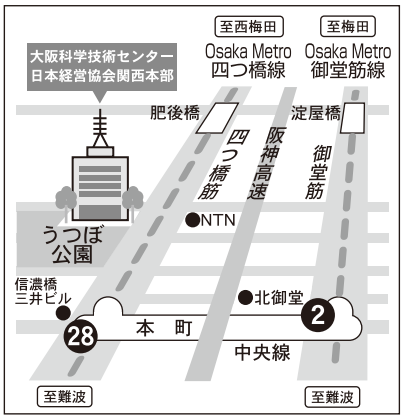

■大阪方面よりお越しの場合
▶ 四つ橋線「本町」駅下車（28号出口）北へ徒歩5分
■新大阪方面よりお越しの場合
▶ 御堂筋線「本町」駅下車（２号出口）西へ徒歩8分
■なんば方面よりお越しの場合
▶ 四つ橋線「本町」駅下車（28号出口）北へ徒歩5分
▶ 御堂筋線「本町」駅下車（２号出口）西へ徒歩8分

申込方法： 裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX等にて、下記へお申込みください。**折り返し参加券と振込銀行・口座名を記載した請求書を連絡ご担当者宛にお送り致します。**（参加申込は参加券の発送にて確認させていただきます。不着の場合は必ず前日までに電話でご確認ください。）
なお、参加料は開催日までにご納入賜りますようお願い致します。
・領収書は「振込金受領書」をもって代えさせていただきますのでご了承ください。
・参加者が少数の場合、天災の場合などにおいては、中止・延期させていただく場合があります。
・お納めいただいた参加料は、原則として返却いたしかねますので、参加申込の方がご都合の悪い場合は、代理の方にご出席いただきますようお願い致します。

キャンセル： 開催日の３営業日前～前日のキャンセルは受講料30％、開催当日のキャンセルは100％をキャンセル料として申し受けます。なお、当日までに連絡なくご欠席の場合でも、100％のキャンセル料となりますので、あらかじめご了承ください。

ご宿泊： ご参考までに会場周辺のホテルを下記のとおりご案内申しあげますので、必要な場合は直接ホテルへお早めにお申込（予約）ください。**（※本会では宿泊手配（予約）はいたしておりません。）**※宿泊料は変更になる場合がございます。

ホテル名	宿泊料（シングル）※下記料金に別途、宿泊税が加算されます。	交通	ホテル電話
リーガプレイス肥後橋	8,200円（税・サ込）日本経営協会優待料金	会場より徒歩10分	06－6447－1122
ハートンホテル西梅田	8,500円（税・サ込）日本経営協会優待料金	JR大阪駅より徒歩5分	06－6342－1111

お申込み お問合せ先： **一般社団法人 日本経営協会　関西本部　企画研修グループ**（担当：原）
〒550-0004　大阪市西区靱本町１－８－４　大阪科学技術センタービル５階
TEL 06(6443)6962(直通)　FAX 06(6441)4319　URL https://www.noma.or.jp
（※お問合せは、月～金曜日の9：15～17：15にお願い致します）

▶ プログラム ◀

Ⅰ　はじめに
1. 空家特措法成立の経緯・背景
2. 空家特措法制定の意義
3. 所有者等の責務と市町村の責務・役割との関係性
4. 国による基本的な指針など
5. 法の目的と用語の定義

Ⅱ　空家等の発生に対する予防的対策
1. 空家等対策計画の策定
2. 協議会の設置と構成員
3. 空家等に関する調査
4. 所有者等の特定（相続人が不明の場合等の対応を含む）
5. データベースの整備
6. 所有者等への情報提供、助言その他必要な援助
7. 空家等及び空家等の跡地の利活用（空家バンク、不動産業界団体との協定など）
8. 条例制定による対応（法制定前の既存の条例との整合性を含む）
9. 弁護士会との連携

Ⅲ　特定空家等に対する具体的対応
1. 判断基準の検討と策定
2. 適切な認定判断を実施するための組織・手続き
3. 措置実施に関する考え方
4. 立入調査の必要性と限界
5. 特定空家等に対する措置
   (1) 相手方の確認（借地の場合など）
   (2) 助言指導の方法
   (3) 勧告の方法
   (4) 命令の方法
   (5) 行政代執行の要件と手続き
   (6) 略式代執行の要件と手続き
   (7) 過料（要件と手続きなど）
   (8) 代執行の実例について（除却、代執行費用の回収など）

Ⅳ　国・都道府県の役割
1. 財政上・税制上の措置
2. 市町村に対する援助

Ⅴ　その他の事項
1. 他の行政関係法令との関係について
2. 民法の関連条文の確認
3. 今後の課題等について

講師紹介

秋法律事務所　弁護士　**秋　山　一　弘** 氏

2010年4月～2013年3月東京都町田市で特定任期付職員（法務担当課長）として勤務。2014年～日本弁護士連合会法律サービス展開本部自治体等連携センター委員、第二東京弁護士会行政連携センター部会副委員長、東京都大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会委員。2016年～町田市特定空家等審議会委員、清瀬市オンブズパーソン。2017年～東久留米市行政不服審査審理員、多摩市街づくり審査会委員。2018年～羽村市個人情報審議会委員、小金井市行政不服審査会委員。2019年～西東京市空き家等対策協議会委員。その他、東京都市町村職員研修所講師（民法）、私立大学監事、企業監査役などを務める。

著書　仲江利政=村田哲夫・編集
『Q&A自治体職員のための個人責任（自治体法律顧問シリーズ）』
共著『Q&A 自治体のための空家対策ハンドブック』
自治体法制執務研究会編著『Q&A 実務解説 法制執務（ぎょうせい）』

（※本講座の「出張講座」も承っておりますので、お問合せください。）

（3.0）

キ……リ……ト……リ……線

FAX(06)6441-4319　一般社団法人 日本経営協会・関西本部（原）宛（この面をそのままFAXして下さい。）

NOMA「特別措置法を踏まえた実効性のある空き家対策と処分手続きの実務」参加申込書（5230）　R2. 9／17～18

（フリガナ）役所名（団体）		TEL	（　　）
		FAX	（　　）
所在地	〒		

フリガナ 参加者氏名	所属部課・役職名	担当経験年数
		年　ヵ月
		年　ヵ月
		年　ヵ月

・お支払い方法
□ 銀行振込
□ その他
（通信欄）
（該当にレ印をつけてください。）
・参加料　□ 会員（1名）31,900円
　　□ 一般（1名）35,200円
所　　属＿＿＿＿＿＿＿＿
フリガナ
ご連絡担当者＿＿＿＿＿＿＿＿

今後、E-mailによる行政管理講座のご案内をご希望の方は、アドレスをご記入ください。　E-mail：

（注）太ワクの中をご記入ください。※印は当協会記入欄です。（経験年数は、現在の部課での担当年数をご記入ください。）

〔※ 参加申込書にご記入いただいた情報は、以下の目的に使用させていただきます。
① 参加券や請求書の発送などの事務処理　② セミナー・イベントなど本会事業のご案内（なお、② がご不要の場合は□にチェックしてください。―― □ 不要）〕